

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 2 日

熊本県
民生主管部（局）
国民健康保険所管課（部）
後期高齢者医療制度所管課（部）
介護保険所管課（部）
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 8 年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施
について（要請・意向確認依頼）

令和 8 年熊本地震による被災者については、被災した旨を医療機関等の窓口で申し立てすることで、医療・介護の一部負担金・利用料を令和 8 年 11 月末までの間、免除等することとしているところです。これらの措置に関し、同年 12 月以降令和 9 年 2 月末までの取扱いについて、各保険者等に別添の取扱いをお願いしたいと考えています。

つきましては、各保険者等における一部負担金・利用料の免除等に係る取扱いの意向について、下記の要領により令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時までにご報告下さいますようお願いいたします。

記

1 被災者に対する一部負担金・利用料の免除等について、保険者等が以下のいずれかの意向を有するか。

- ① 当該保険者等に参加する被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予され、さらに、猶予された分について免除すること。
- ② 当該保険者等に参加する被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予されること。
- ③ 令和 8 年 12 月以降、一部負担金等の猶予・免除を行わない。

一部負担金・利用料の猶予分について免除を行った場合、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険においては当該一部負担金等の免除相当額に対し、財政支援を予定している。なお、特別調整交付金において設けられている財政負担の要件（国保・介護の場合 3 %、後期は 1 %）は本財政支援では設けない。

※1 ①②と回答いただいた保険者等におかれては、令和 8 年熊本地震により被災した被保険者が保険医療機関・介護サービス事業所等にかかった際に混乱を招かないよう、今後、別途事務連絡等で、一部負担金・利用料の支払いの猶予・免除の対象となる医療保険者・介護保険者として、全国の保険医療機関・介護サービス事業所等に対して保険者名等を周知させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※2 今回の事務連絡においては、当面の取扱いについての意向を調査するため、令和 9 年 2 月末までの取扱いについて要請及び意向調査を行っておりますが、免除期間については、今後の被災状況や保険者等の意向等を勘案し、適時に延長を行うことを想定しています。

過去の特定非常災害においては、被災状況や保険者等の数次の意向確認の結果等を勘案して数次の延長を行っております。例えば、平成 28 年熊本地震においては、最終的に 1 年程度の期間となっております。

令和8年熊本地震の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策について

※ 令和8年11月末までの措置を、令和9年2月末まで延長

○ 災害救助法が適用された市町村に係る各保険者に対し要請の上、意向を聴取し、希望する保険者等については、令和6年能登半島地震類似の以下の対応を実施。

1) 医療機関等(介護サービス事業所等を含む。)の窓口で、住宅全半壊・床上浸水等の被災をしていると申告した医療・介護の被保険者については、一部負担金・利用料の支払いを猶予する

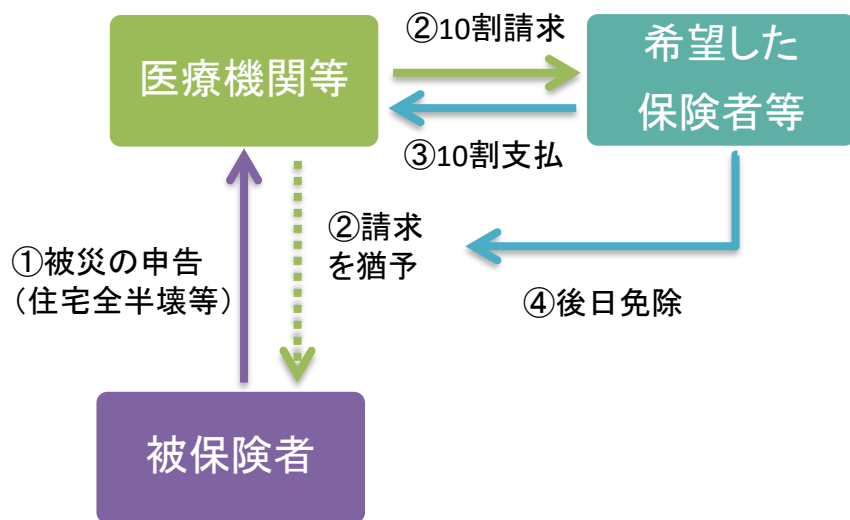
※ 保険者等の判断により、猶予された者について、一部負担金・利用料の免除をすることができる

2) その場合、医療機関等から保険者等に10割請求をする

3) 保険者等は後日免除を行い、10割を医療機関等に支払う

※ 上記対応については、国においても、リーフレット等により避難所、医療機関等に積極的に周知する。

<イメージ>



<留意事項>

- ① 免除できるのは一部負担金・利用料のみであり、食費等の自己負担分については窓口で徴収
- ② 免除する対象者は、支援の必要性を考慮し、以下の者とする
 - 1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
 - 2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - 3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - 4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
 - 5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

※ 通常の免除基準とは異なり、収入・資産要件は設けない。

※ この措置に基づき免除した自治体の負担分(介護保険は1号保険料相当分)については特別調整交付金による財政支援の対象とする。
- ③ 行政機能が低下している市町村に限らず、災害救助法が適用される全市町村に対して照会(判断が間に合わない市町村については随時追加)
- ④ 県外の医療機関等も対象に、当面、令和9年2月診療分・サービス分まで実施する予定(必要に応じて延長も検討する)